

定額減税対象外など一定の要件を満たす 事業専従者の方等への追加の給付金 （「調整給付金（不足額給付）」）のご案内

「調整給付金（不足額給付）」とは？

令和6年度に実施した定額減税や低所得者世帯向け給付を受けられなかった場合に、**当初調整給付額に不足があるものとして給付を行うもの**です。

給付金の支給要件・手続き

以下のいずれの給付要件も満たすことを確認された方が対象です

- ・令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ（本人として定額減税対象外）
- ・税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう、青色事業専従者・事業専従者（白色）の方、または、合計所得金額48万円超の方（扶養親族等としても定額減税対象外）
- ・低所得世帯向け給付（R5非課税給付等、R6非課税化給付等）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に**必要書類（※）**を添えて、ご郵送ください。

※必要書類

- ①**本人確認書類（運転免許証・保険証（資格確認書）・マイナンバーカード（表面）等のコピー）**
- ②**口座情報（金融機関・支店名、口座番号、口座名義）が確認できる書類（通帳等のコピー）**

その他



「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（「不足額給付」）の**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLへのアクセスや個人情報を入力せず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

【お問合せ】 諏訪市定額減税調整給付金コールセンター

TEL : 0570-026-126

（開設時間8：30～18：00）

※内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」もご覧ください

不足額給付

検索

給付金・定額減税一体措置

検索

(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>)



申請書記入例（才モテ面）

様式第3号（第6関係係）

交付No. 発行日： 年 月 日

市受付印

調整給付金（不足額給付分）（※）支給申請書

※ 調整給付金（不足額給付分）とは、令和6年に支給した調整給付金（当初給付分）の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額 5額を支給するものです。

内容を確認し必ずチェック

（※）調整給付金（不足額給付分）とは、令和6年に支給した調整給付金（当初給付分）の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額 5額を支給するものです。

（※）調整給付金（不足額給付分）とは、令和6年に支給した調整給付金（当初給付分）の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額 5額を支給するものです。



1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、口チェック（し）してください。

☒ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

下記の支給要件に該当する場合、原則として4万円[※]が支給されます。市における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には調整給付金（不足額給付分）は支給されません。この要件に該当するか、又は支給対象となることについて市に事前に確認しています。※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

【支給要件】
以下のいずれかの条件を満たすこと

- 令和5年分所得に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金（当初給付分）の支給対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった。
- 地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金（当初給付分）の対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった。

調整給付金（不足額給付分）の税情報等の公表
（※）税情報等の公表
（※）税情報等の公表

（※）税情報等の公表
（※）税情報等の公表

（※）税情報等の公表
（※）税情報等の公表

原則、本通知の宛名と同じ氏名を自署

（※）税情報等の公表
（※）税情報等の公表

（※）税情報等の公表
（※）税情報等の公表

（※）税情報等の公表
（※）税情報等の公表

（※）税情報等の公表
（※）税情報等の公表

（※）税情報等の公表
（※）税情報等の公表

1. 申請者

（フリガナ）
姓 名
氏 名
性別
生 年 月 日
現 住 所
調 整 太 郎
S55 9 月 10 日
諏訪市高島1-22-30
090xxxxxxxx

申請期限：令和7年10月31日

【代理申請を行う場合】

（フリガナ）
氏 名
性別
生 年 月 日
現 住 所
調 整 太 郎
S55 9 月 10 日
諏訪市高島1-22-30
090xxxxxxxx

申請期限：令和7年10月31日

申請書記入例（ウラ面）

2. 振込口座
以下のいずれか1つのチェック欄(□)にレを記入してください。

☒ ① 下記の口座への振込みを希望します。
長期間入出金のない口座を記入しないでください。

【受取口座記入欄】

①を選択した場合、下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類、本人確認書類の両方を必ず添付してください。
ゆうちょ銀行を選択される場合は「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

金融機関コード	支店コード	分類	口座番号(右詰めでご記入ください。)
0 1 4 3	5 1 5	①普通 2当座	9 9 9 9 9 9 9
金融機関名	支店名	口座名義人	上段(フリガナ) ※必ずご記入ください。 下段 名義人漢字
ハ十二 ① 銀行5 農協 2 全労 8 協協 3 信連 7 信用連 4 信連	諏訪	② チョウセイ タロウ 調整 太郎	

☐ ② マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振込みを希望します。
通帳等の写しは不要です。
※マイナポータル等から公金受取口座を登録している必要があります。

提出書類

☐ 『調整給付金(不足額給付分) 申請書』(本書類)
※ 必要事項をご記入ください。

②に✓をするには、マイナンバーカードを用いてマイナポータルで公金受取口座をあらかじめ登録している必要があります。
登録状況は、マイナポータルから確認できますが、**ご記憶が曖昧な場合は、お手数ですが①を選択して口座情報をご記入ください。**
※結果として登録がない、解約済みの口座を登録していたなどの場合、**支給までに通常より多くの日数がかかります。**

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
(チェック漏れや提出書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申請での内容に相違ありません。

R7年 9月20日 申請者氏名 **調整 太郎**